

## 令和6年第6回

### 遠軽町議会定例会会議録（第3号）

令和6年9月11日（水）午前10時00分開議

---

#### ◎本日の会議に付議した事件

- 会議録署名議員の指名について
- 日程第26 議案第 9号 表彰について
- 日程第27 認定第 1号 令和5年度遠軽町一般会計歳入歳出決算認定について  
（付託案件） （決算審査特別委員会審査報告、会期中審査）
- 日程第28 認定第 2号 令和5年度遠軽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について  
（付託案件） （決算審査特別委員会審査報告、会期中審査）
- 日程第29 認定第 3号 令和5年度遠軽町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について  
（付託案件） （決算審査特別委員会審査報告、会期中審査）
- 日程第30 認定第 4号 令和5年度遠軽町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について  
（付託案件） （決算審査特別委員会審査報告、会期中審査）
- 日程第31 認定第 5号 令和5年度遠軽町個別排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定について  
（付託案件） （決算審査特別委員会審査報告、会期中審査）
- 日程第32 認定第 6号 令和5年度遠軽町水道事業会計決算認定について  
（付託案件） （決算審査特別委員会審査報告、会期中審査）
- 日程第33 認定第 7号 令和5年度遠軽町下水道事業会計決算認定について  
（付託案件） （決算審査特別委員会審査報告、会期中審査）
- 日程第34 意見案第1号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書
- 日程第35 意見案第2号 物価上昇に見合う高齢基礎年金等の引き上げと制度の見直しを求める意見書
- 日程第36 常任委員会所管事務調査報告
- 日程第37 常任委員会及び議会運営委員会所管事務調査通知
-

◎出席議員（15名）

議長	16番	杉本信一君	15番	竹中裕志君
	1番	白幡隆一君	2番	秋元直樹君
	3番	黒坂貴行君	4番	阿部君枝君
	6番	戸松恵子君	7番	山本悟君
	8番	佐藤昇君	9番	佐藤登君
	10番	山谷敬二君	11番	前島英樹君
	12番	佐藤和徳君	13番	渡辺清夏君
	14番	今村則康君		

---

◎欠席議員（0名）

---

◎列席者

町長	佐々木修一君	教育長	佐藤祐治君
代表監査委員	村瀬光明君		

---

◎説明員

副町長	澤口浩幸君	総務部長	鈴木浩君
民生部長	堀嶋英俊君	経済部長	内野清一君
総務課長	堂前政好君	情報管財課長	吉岡秀利君
企画課長	中原誉君	財政課長	今井昌幸君
保健福祉課長	岩井誠志君	住民生活課長	太田貴幸君
子育て支援課長	二瓶雄介君	農政林務課長	広瀬淳次君
建設課長	米谷克美君	水道課長	大川寿雄君
生田原総合支所長	今泉郁夫君	丸瀬布総合支所長	加藤政勝君
丸瀬布総合支所参事	倉内健一君	白滝総合支所長	長原裕一君
会計管理者	奥山隆男君	教育部長	古賀伸次君
総務課長	西聡君	監査委員事務局長	成中克也君
選挙管理委員会事務局長	堂前政好君	農業委員会事務局長	広瀬淳次君

---

◎議会事務局職員出席者

事務局長	小野寺正彦君	事務局参事	成中克也君
事務局主任	堂前あすか君		

---

◎開議宣告

○議長（杉本信一君） ただいまの出席議員は15人であります。  
定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

---

◎会議録署名議員の指名について

○議長（杉本信一君） 本日の会議録署名議員には、会議規則第125条の規定により、黒坂議員、竹中議員を指名します。

---

◎日程追加の議決

○議長（杉本信一君） お諮りします。  
お手元に配付しました議事日程追加表のとおり、議案が提出されております。  
これを日程に追加し、議題にしたいと思っております。  
これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。  
したがって、議事日程追加表のとおり日程に追加し、議題とすることに決定しました。

---

◎日程第26 議案第9号

○議長（杉本信一君） 日程第26 議案第9号表彰についてを議題とします。  
提出者の説明を求めます。  
堂前総務課長。

○総務課長（堂前政好君） 議案第9号表彰について御説明いたします。  
遠軽町表彰条例第2条の規定により表彰することについて、議会の議決を求めるものであります。

1の遠軽町表彰条例第2条第3号ウに該当する社会功労としまして、教育振興資金として45万3,000円の御寄付をいただきました、神奈川県横須賀市佐野町1丁目32番地21原誠様。教育振興資金として45万3,000円の御寄付をいただきました、神奈川県横須賀市佐野町1丁目32番地21原史子様であります。

2の遠軽町表彰条例第2条第3号エに該当する社会功労としまして、まちづくり振興資金として126万円の御寄付をいただきました、東京都千代田区麴町4丁目2番地、株式会社工営エナジー様であります。

以上3件の社会功労につきまして、遠軽町表彰条例に基づき表彰いたしたく提案するものであります。

以上で、議案第9号の説明を終わります。

○議長（杉本信一君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより議案第9号表彰についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

### ◎日程第27 認定第1号から日程第33 認定第7号

○議長（杉本信一君） 日程第27 認定第1号令和5年度遠軽町一般会計歳入歳出決算認定について、日程第28 認定第2号令和5年度遠軽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第29 認定第3号令和5年度遠軽町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、日程第30 認定第4号令和5年度遠軽町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第31 認定第5号令和5年度遠軽町個別排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第32 認定第6号令和5年度遠軽町水道事業会計決算認定について、日程第33 認定第7号令和5年度遠軽町下水道事業会計決算認定についてを一括して議題とします。

付託しました決算審査特別委員会から審査報告書が提出されております。

決算認定7件について、委員長の報告を求めます。

阿部決算審査特別委員長。

○決算審査特別委員長（阿部君枝君） 一登壇一

令和5年度決算審査特別委員会委員長報告。

令和5年度遠軽町一般会計歳入歳出決算認定、各特別会計歳入歳出決算認定及び各事業会計決算認定について、審査の結果を報告します。

令和6年第6回遠軽町議会定例会におきまして、本委員会に付託されました認定第1号令和5年度遠軽町一般会計歳入歳出決算認定から、認定第7号令和5年度遠軽町下水道事業会計決算認定までの7件につきましては、議長及び議会選出の監査委員を除く全議員による決算審査特別委員会を9月5日に設置し、議会会期中の9月6日から10日までの間3日にわたり決算審査を実施したところです。決算審査期間中、理事者におかれましては資料提供や担当職員の説明などに御協力をいただき、決算審査を効率的に進めることができましたことに対し深く御礼申し上げる次第です。

令和5年度各会計決算認定7件につきましては審査の結果、審査報告書のとおり意見を付して認定することを決定しました。

意見につきましては、当委員会でまとめましたので別紙を読み上げて報告します。別紙

をお開きください。

認定第1号令和5年度遠軽町一般会計歳入歳出決算認定について報告します。

1、町税について。

町税については、収入未済額が1億5,811万9,000円で、前年度の収入未済額1億5,220万9,000円と比較して、591万円の3.9%増となっている。また収納率は93.1%で、前年度に比較して0.3ポイントの減となっている。税負担の公正・公平を期する観点から、滞納繰越額の解消に努め、より一層収納率の向上に努めるべきである。

2、町営住宅管理事業について。

町営住宅使用料の収入未済額2,505万円は前年度と比較して、101万9,000円減少しているが、限られた受益者の負担であることから、引き続き早期回収に努めるべきである。

次に、認定第2号令和5年度遠軽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について。

3、国民健康保険税について。

国民健康保険税の収入未済額5,444万6,000円は前年度と比較して、74万8,000円、1.4%増加しており、調定額から不納欠損額を差し引いた収納率は、前年度と比較して0.6ポイント減少し85.3%となっている。新年度から納付しやすいように、納期が細分化されたが、そういった状況を十分見極めながら、さらに収納率向上に努めるべきである。

以上で、令和5年度決算審査特別委員会の委員長報告を終わります。

○議長（杉本信一君） 委員長への質疑は行わないことになっております。

これより一括上程しました決算認定7件を採決いたします。

採決は認定第1号令和5年度遠軽町一般会計歳入歳出決算認定についてから、認定第7号令和5年度遠軽町下水道事業会計決算認定についてまで、決算認定7件を一括して採決いたします。

本案に対する委員長報告は認定であります。

本案は、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

---

#### ◎日程第34 意見案第1号

○議長（杉本信一君） 日程第34 意見案第1号国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書を議題とします。

提出者の説明を求めます。

秋元議員。

《令和6年9月11日》

## ○2番（秋元直樹君）　－登壇－

国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書について御提案いたします。

北海道は、豊かで美しい自然環境に恵まれ、広大な大地と海に育まれた豊富で新鮮な食を強みに我が国の食料供給地域としての役割を担うとともに、特有の歴史・文化や気候風土などを有しており、これらの独自性や優位性を生かしながら、将来にわたって持続可能な活力ある北海道の実現を目指しています。

しかしながら、本道の道路を取り巻く環境は、高規格道路におけるミッシングリンクをはじめ、自然災害に伴う交通障害、幹線道路や通学路における交通事故、道路施設の老朽化など、多くの課題を抱えています。

これらの課題を解消し、「食」や「観光」に関連する地域が持つ潜在力を最大限発揮させるためには、平常時・災害時を問わない安定した物流や、広域周遊観光を支える道路ネットワークが必要不可欠です。加えて、積雪寒冷地である本道では、安定した除排雪体制の確保など、冬期間の住民の安全・安心を確保することが必要です。

そのため、地方財政が依然として厳しく、また資材価格の高騰や賃金水準の上昇に対応する中でも、道路整備・管理に必要な予算を安定的に確保することが重要です。

よって、国においては、本年発生した能登半島地震や切迫する日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震を踏まえ、高規格道路から市町村道に至る道路網の整備や老朽化対策など、国土強靱化の取組をより一層推進するため、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要望します。

1、賃金水準などの上昇も加味した上で、山積する道路整備の課題に対応していくため、新たな財源の創設及び必要な予算を確保すること。

2、防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策の推進はもとより、その後も切れ目なく継続的・安定的に取組を進めるため、国土強靱化実施中期計画を令和6年内の早期に策定し、必要な予算・財源を別枠で確保すること。

3、人流、物流の活性化に向けた高規格道路におけるミッシングリンクの解消や、高規格道路と直轄国道の連携によるダブルネットワークの構築、暫定2車線区間の4車線化や耐震補強等の機能強化など、国土強靱化に資する災害に強い道路ネットワーク整備を推進すること。

4、国土強靱化の事業計画等に基づく橋梁、トンネル等の老朽化対策を推進し、予防保全による道路メンテナンスへ早期に移行するため、維持管理・更新事業に必要な技術的支援の拡充や予算を長期安定的に確保すること。

また、近年の異常気象により、積雪寒冷地においては、凍結融解の繰り返しによる舗装の損傷が著しいことから、これに対応する制度の創設や財政支援の充実・強化を図ること。

5、冬期交通における安全性の確保、通学路などの交通安全対策、無電柱化の推進など、地域の暮らしや経済活動を支える道路の整備や管理の充実を図ること。

《令和6年9月11日》

6、災害発生時の迅速かつ円滑な復旧等のため、北海道開発局及び各開発建設部の人員体制の充実・強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

令和6年9月11日、北海道遠軽町議会。

意見書の提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、国土交通大臣、国土強靱化担当大臣です。

議員各位の御賛同をよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（杉本信一君） これより、提出者に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、意見案第1号国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

直ちに、意見書を国会並びに関係行政庁に送付します。

---

### ◎日程第35 意見案第2号

○議長（杉本信一君） 日程第35 意見案第2号物価上昇に見合う老齢基礎年金等の引き上げと制度の見直しを求める意見書を議題とします。

提出者の説明を求めます。

戸松議員。

○6番（戸松恵子君） —登壇—

物価上昇に見合う老齢基礎年金等の引き上げと制度の見直しを求める意見書。

厚生労働省は、2013年以来11年間で物価が8.1%上昇する中、年金支給率は0.8%の上昇で差引き7.3%を減額する改定を行いました。2023年度も物価上昇2.5%の中、年金は1.9%の引上げにとどまり実質0.6%の削減となりました。

この間に消費税が5%から10%に引き上げられ、一部の後期高齢者医療費窓口負担が2割に増え、介護保険料の引き上げが年金減額改定の中、実施されました。

物価上昇が高齢者の家計を圧迫し、食費さえ切り詰め、北海道では暖房費を節約するため寒い部屋で過ごしている高齢者も少なくありません。そのため、年金だけでは生活を支えきれず、生活保護に移行する例が増えており、生活保護世帯全体の55.4%を高齢者が占めるまでに至っています。特に深刻なことは女性の低年金です。女性の年金生活者の

85.2%が月額10万円以下で生活しています。

「年金制度の維持が難しくなっている」と答えた人の半数以上が「現在の年金制度について」改革が必要であると回答するなど、年金制度に不安を持っている人が多いことがあきらかになっています。

当面、高齢者の危機的状況を早急に改善し、すべての世代が安心して老後を暮らせるようにするために、以下のことを要望します。

1、安心して老後を暮らせるように、物価上昇に見合う老齢基礎年金等の支給額を引き上げることを含め、制度の見直しを実現すること。

2、現在の年金制度は、現役世代が払った保険料を高齢者の年金給付に充てることを目的としている制度である。

年金支給額の引き上げにより、現役世代の払う保険料が増加しないよう、財政措置を含め制度の見直しを行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

令和6年9月11日、北海道遠軽町議会。

意見書の提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣です。

議員各位の御賛同をよろしくお願い申し上げます、説明を終わります。

以上です。

○議長（杉本信一君） これより、提出者に対する質疑を行います。

阿部議員。

○4番（阿部君枝君） この意見書の11行目なのですが、「「年金制度の維持が難しくなっている」と答えた人」とありますけれども、これはどこの調査を基に言われていますでしょうか。

○議長（杉本信一君） 戸松議員。

○6番（戸松恵子君） 第58回18歳意識調査社会保障調査概要ということで、全国の17歳から19歳の男女1,000人に、2023年10月13日から15日の間インターネットで調査しています。

○議長（杉本信一君） 阿部議員。

○4番（阿部君枝君） 本文の14行目です。この「当面、高齢者の危機的状況を早急に改善しすべての世代が安心して老後を暮らせるようにすすめるために」とあるんですが、この当面というのはどの程度のことを当面と言われているのでしょうか。

○議長（杉本信一君） 戸松議員。

○6番（戸松恵子君） 今やはり、物価上昇で生活が苦しくなっているという高齢者の方が大変多いので、当面というのは今の物価上昇で生活が苦しんでいる、当面ということだと私は押さえています。

○議長（杉本信一君） ここで暫時休憩いたします。

《令和6年9月11日》

午前10時16分 休憩

---

午前10時16分 再開

○議長（杉本信一君） 再開いたします。阿部議員。

○4番（阿部君枝君） ここで当面と言っていますけれども、全ての世代が安心して老後を暮らせるようにというところからいくと、当面という言葉のこの部分をもっと具体的に聞かせていただきたいなと思います。

○議長（杉本信一君） 戸松議員。

○6番（戸松恵子君） 今の年金の問題、そもそもの若い人たちが自分たちの負担がどんどん増えるのではないかということも含めると、やっぱりもうちょっと長い目で年金の改革問題も含めて考えていかなければいけない問題だとは思っています。

ただ、ここで今言っているのは、物価高に見合う引上げということでは、もちろん全ての世代がということで、年金制度改革も含めて安心して老後を暮らせるようにするためのことを求めているという解釈です。

○議長（杉本信一君） 他にありませんか。

前島議員。

○11番（前島英樹君） 1点お聞きいたします。表題と、この1番にあります老齢基礎年金等と書いてございますが、この等の中には本文の真ん中ほどにあります年金保護の受給額、そこら辺も含めてのことなのかお尋ねいたします。

○議長（杉本信一君） 戸松議員。

○6番（戸松恵子君） 基本は、老齢基礎年金を今ここでは訴えていると思いますが、いろいろな障害年金とか遺族年金というものも、支給額を引き上げてほしいということに含まれています。

○議長（杉本信一君） 他にありませんか。

これをもって質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、この意見書の原案に反対者の発言を許します。

阿部議員。

○4番（阿部君枝君） 物価上昇に見合う老齢基礎年金等の引き上げと制度の見直しを求める意見書について、採択に反対の立場から討論いたします。

2024年4月日本銀行が発表した生活意識に関するアンケート調査の結果によると、年金だけで生活できる高齢者は44%となっていますが、56%の人は年金プラス賃金収入の人もいます。受給している年金もさまざまです。全ての人が貧困であるとは限りません。本意見書は、全員一律に年金額を上げるということです。物価高騰は、現役世代も生活は大変です。公平性を重視しなければならないと思います。年金額を上げた場合、その財源をどう確保するのか。主な財源は、保険料、国庫補助金、積立金等で年金引上げに伴っ

《令和6年9月11日》

て、保険料が増えれば負担が大きくなります。国庫補助に委ねても、それは税金であり国民の理解が必要です。年金が少ないと生活保護に移行し、生活保護費の負担は自治体が4分の1、国が4分の3であり、自治体負担額が基準額を超えた場合は地方交付税で補填されています。したがって、財政健全化のために物価上昇に合わせた年金改定の論理は成り立たないと考えます。

そこで、次の点について、1点目として、「特に深刻なことは女性の低年金である」とありますが、特に深刻と言っておきながら要望にないのはおかしいと思います。

2点目として、「当面、高齢者の危機的状況を早急に改善し、すべての世代が安心して老後を暮らせるようにするために」とありますが、当面で良いのでしょうか。当面と言いつつも、全ての世代が安心して老後を暮らせるようにするというのは矛盾があります。

3点目として、「物価上昇に見合う老齢基礎年金等の支給額引き上げ」との要望ですが、現行の年金額見直し制度を理解してこの表現を使っているのでしょうか。単に物価上昇だけを考えるのはいかがなものでしょうか。

4点目として、「物価上昇に見合う老齢基礎年金等の引き上げ額」との要望ですが、現行の年金見直し制度を理解しての表現でしょうか。「現役世代が払った保険料を高齢者の年金給付に充てることを目的としている制度」との表現、さらに「現役世代の払う保険料が増加しないよう、財政措置」というのは整合性に欠けると考えます。

以上のことから反対とさせていただきます。

以上です。

○議長（杉本信一君） 次に、この意見書の原案に賛成者の発言を許します。

白幡議員。

○1番（白幡隆一君） 私は、今回提出された意見書に賛成の立場で討論いたします。

老齢基礎年金は、保険料を40年間納めた人で月額6万8,000円です。これより少ない人たちもいます。この金額では到底暮らしていけないため、高齢でも働いたり、貯金を取り崩したりしております。

高齢者世帯の生活保護受給も急増しています。この10年間で高齢者世帯の生活保護受給率は11.2%上がっています。意見書でも述べられたように、この12年間で物価は8.1%上昇、年金は0.8%の上昇で、差引き7.3%の削減です。電気代、ガス代、灯油代、とりわけ家計を圧迫しているのは、食料品の値上げです。食費は衣装代などに比べて減らすことが難しく、年金生活者への負担は大きいのです。また、年金はそのほとんどが消費に回ることから、年金の削減で地域の経済は冷え込んでいきます。

国民年金法第4条では、年金額が国民の生活水準その他の諸事情に著しい変動が生じた場合、速やかな改定措置が必要だと指摘しています。物価上昇を上回る年金増額は待ったなしの課題であります。同時に現役世代、若い人たちの負担が増加しないよう、公的年金制度の長期的な財政の枠組みなど制度の改革も求められているのではないかと考えます。

以上のことから、この意見書案に賛成いたします。

《令和6年9月11日》

○議長（杉本信一君） 次に、この意見書の原案に、反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

これをもって討論を終わります。

これより意見案第2号物価上昇に見合う老齢基礎年金等の引き上げと制度の見直しを求める意見書を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

意見案第2号物価上昇に見合う老齢基礎年金等の引き上げと制度の見直しを求める意見書を採択することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

起立多数です。

したがって、意見案第2号は採択することに決定しました。

直ちに、意見書を国会並びに関係行政庁に送付します。

---

### ◎日程第36 常任委員会所管事務調査報告

○議長（杉本信一君） 日程第36 常任委員会所管事務調査報告を行います。

各常任委員長の報告を求めます。

初めに、総務・文教常任委員長の報告を求めます。

今村総務・文教常任委員長。

○総務・文教常任委員長（今村則康君） 一登壇一

令和5年第7回遠軽町議会臨時会において承認を得ました総務・文教常任委員会所管事務調査について、別紙のとおり調査を終了しましたので、遠軽町議会会議規則第77条の規定により報告をいたします。

次のページをお開き願います。

総務・文教常任委員会所管事務調査報告書。

所管事務調査の項目については、第1項条例に関する事項から第8項その他に関する事項までの8項目となっておりますが、その主な内容について簡潔に読み上げて報告といたします。

第1項の条例に関する事項について。

条例及び規則等は、地方自治の実現の手段として果たすべき役割が高まる中、従来の法制執務（法規審査）に政策的な条例づくりの傾向を反映させること。さらに、実務を基本とする自治立法の具現化を目指して内容を精査し、計画的に見直しを行うことで、自治体法務の充実・強化を図るべきです。

第2項の財産管理に関する事項につきましては、（1）から（3）の3点にわたって御報告をさせていただきましたので、御一読をいただきたいと思います。と存じます。

第3項の行財政に関する事項として、財政健全化について。

財政運営については「持続可能な自治体運営の確立」を目指し、行財政改革を計画的に

進め、運営していくべきです。

次のページをお開き願います。

第4項の事務執行に関する事項として、(1) 組織機構等について。

特に近々、町村合併20年目の節目を契機として、組織機構（職員配置を含む）については、本所・総合支所の在り方、地域の実情も踏まえた効率的な組織機構等の充実を図るべきです。

(2) 人材の育成については、御一読をいただきたいと存じます。

第5項の町税等に関する事項として、町税等の収入未済額について。

町民負担の公平性を維持するため、個々の実情や実態に応じたきめ細やかな対応が必要です。町行財政の運営、住民サービス提供のため滞納処分を強化し、さらに収納率の向上を図るべきです。

第6項の学校教育に関する事項について、特に(1) 教育施設の整備・充実及び適正配置等について。

遠軽町学校施設長寿命化計画に基づき、学校施設の整備・充実を進めるとともに、児童・生徒数の推計による、学校の適正規模・配置等について、保護者や地域住民等と検討を早急に進めるべきです。

(2) 給食食材の調達等については、御一読をいただきたいと存じます。

第7項の社会教育及び社会体育に関する事項として、(1) 生涯学習について。

遠軽町社会教育施設長寿命化計画及び策定中の遠軽町公共施設の見直し方針に基づき、社会教育施設の整備を進めるとともに、社会教育事業の充実に努めるべきです。

(2) 図書館（室）事業については、御一読をいただきたいと存じます。

(3) 体育施設の整備について。

町民ニーズや各種大会・合宿誘致の観点からも、遠軽町社会教育施設長寿命化計画及び策定中の遠軽町公共施設の見直し方針に基づき、体育施設等の整備・充実を図るべきです。

第8項、その他に関する事項としまして、(1) 総合計画について。

第3次遠軽町総合計画の策定に当たっては、将来の人口規模を見据え、まちの将来像の実現を目指した後世につなげる計画とすべきです。

(2) 陸上自衛隊遠軽駐屯地等の部隊増強・存続について。

自衛隊存置の地域に及ぼす影響等を十分配慮し、第25普通科連隊及び遠軽駐屯地について、引き続き関係諸団体と連携し、遠軽駐屯地存続に係る部隊増強の要請活動を展開すべきです。

(3) 公共交通体系について。

遠軽地区地域公共交通計画に基づき、遠軽町に合った利便性の高い持続可能な交通システムの構築を着実に進めるべきです。

(4) 石北線の存続について。

石北線の存続については、引き続き沿線自治体や期成会と協議しながら路線存続に向けて国、北海道及びＪＲ北海道に強く要望すべきです。

なお、本件につきましては、喫緊の課題と捉えております。広域的で難しい問題でもあり、沿線自治体との協力をさらに深め、取り組んでいただきたいと思います。

(5) 国宝「白滝遺跡群出土品」について。

国宝「白滝遺跡群出土品」については、関係団体等々と連携を図り、国内外への情報発信を強化すべきです。

保存・展示に当たっては、専門家からの助言をもらいながら、工夫を凝らしたものとし、研究者や観光客の誘致を図るため、専門的職員の増員など組織体制を構築し、白滝ジオパーク構想と連携して推進すべきであります。

以上で、総務・文教常任委員会の所管事務調査報告を終わります。

○議長（杉本信一君） 次に、民生常任委員長の報告を求めます。

佐藤民生常任委員長。

○民生常任委員長（佐藤昇君） ー登壇ー

令和５年第７回遠軽町議会臨時会において承認を得ました民生常任委員会所管事務調査について、別紙のとおり調査を終了しましたので、遠軽町議会会議規則第７７条の規定により、報告をいたします。

次のページをお開き願います。民生常任委員会も所管事務調査報告書を読み上げて、報告といたします。

第１項の社会福祉に関する事項として、（１）高齢者世帯等の支援について。

遠軽町高齢者保健福祉計画及び第９期介護保険事業計画に基づき、各事業の充実を図るべきです。また、社会情勢等の変化により、電気、灯油、食品など生活必需品の物価の上昇など高齢者世帯の生活困窮に対する支援を図るべきです。さらに、国や道の動向を鑑み、町独自の対策を追加または創設するなど、手厚い対応を図るべきです。

（２）高齢者の見守り体制の充実について。

孤立化による孤独死などは地域社会を挙げて取り組む課題であり、町は地域住民が行う見守りなどの活動を積極的に支援をすべきです。

（３）障がい者が安心して生活できる地域社会の実現について。

第７期遠軽町障がい者計画及び障がい福祉計画に基づき、障がい者及び障がい者世帯それぞれの状況に応じた各種支援を推進すべきです。

（４）社会福祉事業者との連携について。

社会福祉事業者を取り巻く環境は大変厳しい状況にあることから、さらに連携を密にするとともに事業者に対する支援を講ずるべきです。

また、介護の担い手不足については喫緊の課題であることから、取組を強化すべきです。

第２項の介護保険に関する事項として、介護保険制度について。

《令和６年９月１１日》

遠軽町高齢者保健福祉計画及び第9期介護保険事業計画に基づき、事業の推進を図るべきです。特に、認知症患者やその家族の生活を支えるため、医療・福祉等関係機関と連携し、介護サービスの向上を図るべきです。

また、制度の対象とならない介護を必要とする者もいることから、制度拡充の要望及び地域の団体やボランティアが活動できる仕組みをつくるなど、地域に合った多様なニーズに応えられるよう、関係団体等と協議を進めるべきです。

第3項の保健衛生に関する事項として、地域医療体制について。

安心して暮らせるまちづくりを進める上で、医療の充実が最も重要であることから、継続して医師確保に努めるべきです。

また、安定した地域医療の提供や確保のため、国や道と連携し引き続き支援を行うべきです。

第4項の環境衛生に関する事項として、(1)生活排水対策について。

生活排水処理基本計画の実施に当たっては、さらに計画内容の住民周知に努めるとともに、効果的な生活排水処理対策に取り組むべきです。

(2)空家等対策の推進について。

特定空家対策の計画については早期に策定し、これに基づく実施に取り組むべきです。

第5項の住民生活に関する事項として、(1)交通安全対策の推進について。

道路交通網の整備・充実により交通量が増加及び変化していることから、交通事故防止に向け、カーブミラーや生活安全灯などの交通安全施設の整備、並びに交通安全指導員の安定的な確保を関係機関と連携し実施すべきです。

(2)安全・安心のまちづくりについて。

「遠軽町安全安心まちづくり条例」の目的を住民に周知するとともに、地域の防犯、青少年・子どもの健全育成のための、見守り活動等に関する施策を積極的に講じるべきです。

第6項の子育て支援に関する事項について。

子育て環境については、子ども・子育て会議とよく協議し、今後も、きめ細やかな事業を実施していくべきです。

また、遠軽町子ども・子育て支援事業計画課に基づき、子育て世代包括支援センターの充実を図り、妊娠・出産・子育てまでの一連の支援策を、分かりやすい形で住民に情報を提供すべきです。

以上で、民生常任委員会の所管事務調査報告を終わります。

○議長（杉本信一君） 次に、経済常任委員長の報告を求めます。

阿部経済常任委員長。

○経済常任委員長（阿部君枝君） ー登壇ー

令和5年度第7回遠軽町議会臨時会における承認を得ました経済常任委員会所管事務調査について別紙のとおり調査を終了しましたので、遠軽町議会会議規則第77条の規定に

より報告します。

次のページをお開き願います。

経済常任委員会の所管事務調査報告書を読み上げて報告とします。

第1項の農業及び林業に関する事項について。

(1) 農業について。

国際情勢等の影響により、肥料、飼料、燃料等の価格が高騰し続けている中、農畜産業の振興と安定経営のために関係団体と連携するとともに、担い手対策も含め引き続き各種支援を講ずるべきであります。

(2) 林業について。

森林環境譲与税の活用を促進しながら良質な水環境保全など森林整備の強化を図り、林業生産の振興促進に努めるべきです。

町有林及び民有林の林産物に当たっては、地元材の利用促進を図る「遠軽町地域材利用推進方針」に沿って推進すべきであります。

第2項の商工業及び観光産業に関する事項として、(1) 商工業について。

関係団体と連携協議を継続し、商工業振興の推進を図るとともに、地場産品を活用した商品開発、企業の振興育成に努めるべきです。

また、商店街の活性化を引き続き推進し、新規起業支援を図るため空き店舗等の活用を含めた政策を推進すべきです。

(2) 観光産業について。

町の玄関口「遠軽森のオホーツク」を中心に、日本最古の国宝である「白滝遺跡群出土品」を含む地域観光資源の特色を生かした観光振興を図り、国内外からの観光客入込増加と地域経済の活性化を図るべきです。

第3項の消費及び労政に関する事項について。

世界及び国内経済の変化に大きな影響を受けている事業所を守り地域経済の活性化を図るためにも、引き続き業種に応じた手厚い支援を講ずるとともに、労働力不足が問題となっていることから人材確保の施策を講ずるべきです。

第4項の道路及び河川に関する事項として、(1) 道路について。

道路改良、道路維持については、地域住民の意見を把握するとともに、併せて橋梁についても引き続き長寿命化計画に基づき推進すべきです。

除排雪については、優先度を考慮し主要道路、歩道及び交差点はできるだけ速やかに行い、事故防止に万全を期すべきです。

(2) 河川について。

災害時における被害を最小限にとどめるために、日常的なパトロールや小河川の土砂及び流木等の処理を計画的に実施すべきです。

第5項の公営住宅及び建築に関する事項について。

住宅建設については、民間の住宅や集合住宅の需要及び空き家状況を勘案し、総合的に

検討するとともに、既存の住宅の修繕・改修に当たっては、遠軽町町営住宅長寿命化計画に基づき利用状況の推移を見ながら執行すべきです。

第6項の都市計画に関する事項について。

都市計画マスタープランに基づき、関係機関と連携を図り計画を推進すべきです。

また、中心市街地活性化を図るために、駅前広場の開発については、公共交通機関の拠点として利便性の高い開発となるよう協議を進めるべきです。

第7項の公共下水道事業に関する事項として、(1)公共下水道の経営について。

施設の適切な維持管理と環境整備に努め、計画的な財政運営、事業運営を進めるべきです。

(2)下水道処理区域について。

下水道処理区域内での効率性を高めるために、普及促進を推進すべきです。

また、未整備地区については、計画的な整備に取り組むべきです。

(3)下水道処理区域外地域について。

個別排水処理事業による整備促進を図るため、広報などを活用してさらに町民への周知を図るべきです。

第8項の水道事業に関する事項として、(1)水道事業の経営について。

「遠軽町水道ビジョン」に基づき、計画的な財政運営、事業運営を進めるべきです。

(2)施設管理について。

水道施設の整備、水源周辺の保全については、引き続き適切かつ安定した水量と水質管理に留意し、管理運営をすべきです。

以上で、経済常任委員会の所管事務調査報告を終わりとします。

○議長（杉本信一君） 以上をもって、各常任委員長の報告を終わります。

---

### ◎日程第37 常任委員会及び議会運営委員会所管事務調査通知

○議長（杉本信一君） 日程第37 常任委員会及び議会運営委員会所管事務調査通知を行います。

閉会中における各委員会の所管事務調査について、会議規則第73条第1項及び第2項並びに第75条の規定により、お手元に配付のとおり各委員長からの申出があります。

お諮りします。

本件について、各常任委員長及び議会運営委員長の申出のとおり、承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、本件については各委員長の申出のとおり決定しました。

---

### ◎閉会宣告

《令和6年9月11日》

○議長（杉本信一君） 以上をもって、本定例会の会議に付された事件は全部終了しました。

会議を閉じます。

以上で、令和6年第6回遠軽町議会定例会を閉会します。

午前10時49分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 杉本 信一  
署名議員 黒坂 貴行  
署名議員 竹中 裕志